

平成25年度税制改正で 個人の投資はどう変わるか

平成25年3月4日



株式会社資本市場研究所きずな

個人の投資に関する改正の主要テーマ

“成長と富の創出の好循環”の実現に向け、平成25年度税制改正大綱が1月29日閣議決定された。その中から、個人の投資に関する部分を取り上げたいが、どの様なテーマのもとに改正が行われるのかといった視点から見てみたい。

【金融取得課税の一体化に向けた動き】

個人の投資に関する税制が単純化・簡略化されるのが理想だ。個人が投資した金融商品に関して、将来的には20%の申告分離課税に一本化される方向だが、その為に異なる金融商品間での損益が通算されれば、投資家にとっての利便性は向上する。

既に、株式と株式投信の配当や分配金と譲渡損益は通算でき、損失が上回った場合は3年間、次年度以降の損金額として繰り越すことが出来る。この損益通算に、債券関連の投資損益が通算できるようになる。その為に、次の様な改正が行われる。

- ・債券(外国債券も含む)の譲渡益は、現在の非課税から、20%(所得税15%、住民税5%)の申告分離課税へ

- ・債券の利子は、現在の20%源泉分離課税から申告分離課税へ

- ・上記の譲渡損益と利子は、株式と株式投信の配当・分配金や譲渡損益とも合算して、損益通算が可能となる

- ・割引債券の償還差益も、発行時の18%源泉徴収から、20%の申告分離課税へ

- ・以上の改正は、平成28年1月から適用される 等

【資産形成へのサポート】

いよいよ日本版ISAとなる制度(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置)が始まる。制度内容については、次章でその効果とともに記したいが、制度導入のスケジュールは次の様な手順となる。

- ・制度開始は、平成26年1月より

- ・同制度を利用する個人は、証券会社や銀行に非課税

口座を開設する

- ・口座開設の為には、証券会社や銀行を通じて“非課税適用確認書”を税務署に提出する必要がある
- ・上記届出は、口座開設年次の前年10月から当年9月までの間に行う(つまり、本年10月から非課税口座開設の届出作業が開始される)
- ・“非課税適用確認書”は、基準日における住所等を記載した書類で、個人の申請に基づき税務署から交付されるが、基準日は平成25年1月1日(その後は、平成29年、平成33年の同日が基準日となる)

【世代間における資産移転の推進】

直接の投資目的ではないが、30歳未満の教育資金に充てる為、その直系尊属が出した資金に対し、贈与税がかからない非課税措置が取られる。仕組みは次の様なものだ。

- ・教育資金として贈られる資金は、1500万円までで、信託や銀行・証券などの金融機関において管理する
- ・期間は、平成25年4月1日から平成27年12月31日まで。その間に金融機関の管理口座に拠出されたものに

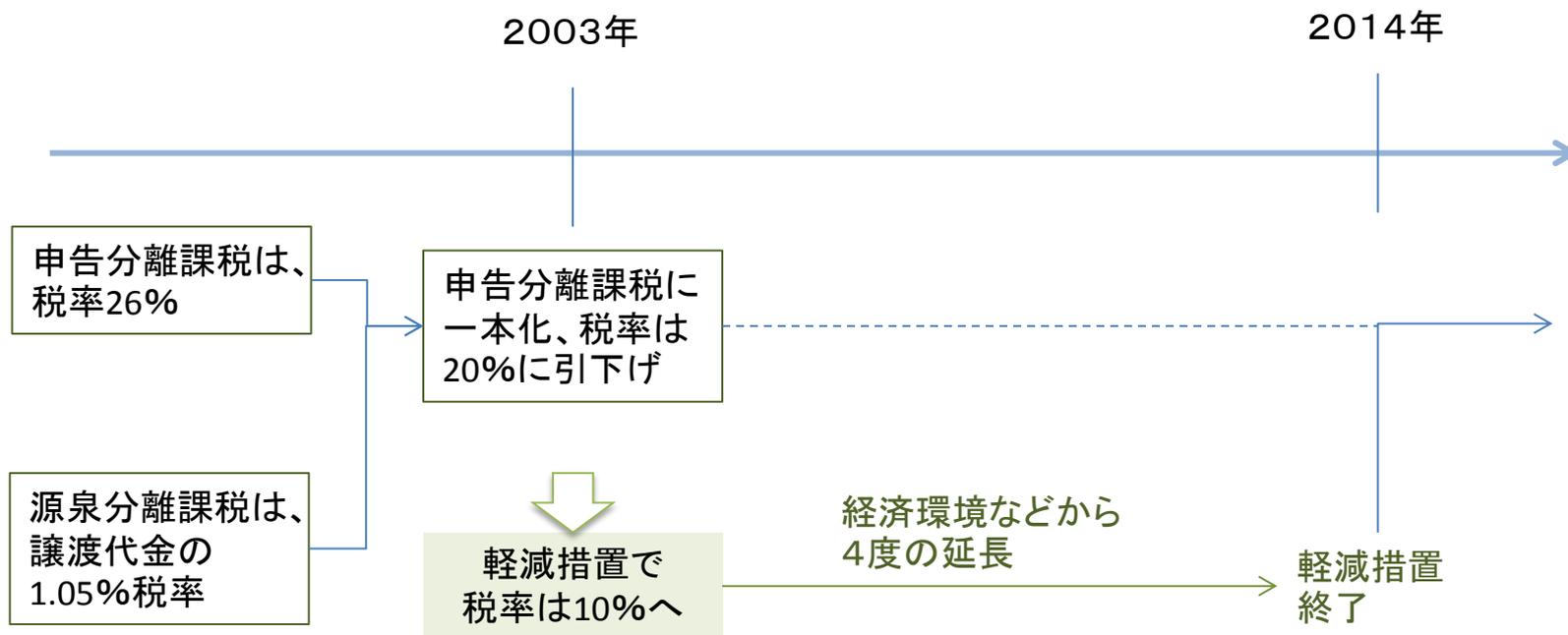
限られる

- ・学校以外に支払われるものは、500万円まで
- ・同制度適用の為には、“教育資金非課税申告書”を金融機関を通じて税務署に提出する必要がある
- ・利用者は、非課税口座から払い出した資金が、教育資金として使われたことを証明する書類を、金融機関に提出。金融機関は、その確認と記録の保管義務(利用者が30歳に達してから約6年間)がある
- ・教育資金で支出した残額は、30歳に達した日に贈与があったものとして課税

【そして、譲渡益課税軽減措置の終了】

いよいよ上場株式や公募株式投信の譲渡益課税に対する軽減措置が、年内限りで終了する。この軽減措置は、2003年に上場株式等の譲渡益課税が20%申告分離課税に一本化され、同時に当初5年の時限的措置として導入されたが、市況環境などの悪化を理由に、その後4度延長されていた。個人投資家にとっても、20%の申告分離課税のみとなるのは初めての経験となる。その為、本年の年末が近づけば、課税強化を睨んだ売却ニーズが顕在化してくる可能性もあるが、年後半の相場動向次第だろうか。

証券譲渡益課税の変遷



日本版ISAの導入と英国制度との比較

ここ10年間は株式等の譲渡益に関する軽減措置が続いていたため、非課税の投資から個人投資家は遠ざかっていたが、2000年代前半には株式投資等に対する一時的非課税措置があった。来年から開始される日本版ISAでは、個人にとっての久々の非課税での投資が可能となる。

この制度は英国で1999年から始まったIndividual Savings Account (ISA)をモデルにしているが、制度導入の目的は、投資などを通じて国民の資産形成を目指したものだ。日本版ISAは、軽減措置撤廃見合いで導入された非課税口座という印象が強いが、国民の資産形成を目指したものにしていく為には、まだ課題も多いようだ。

まず、導入される非課税制度の概要は次の様になっている。

- ・20歳以上の居住者が利用できる
- ・非課税投資額は、年間100万円まで
(未使用分の、次年度以降の繰越しは出来ない)
- ・非課税の対象となるのは、上場株式や公募の株式投信の投資成果(配当、分配金、譲渡益)

・非課税口座は、5年間利用できるのもので、非課税投資の限度額は500万円までとなる

・同制度は10年間予定されている

(例えば、非課税口座を5年連続で利用した場合、6年目は初年度の口座での投資が一旦清算され、改めて100万円までの非課税投資の口座が開設される)

・非課税口座を設けた金融機関から、別の金融機関に口座移管するような制度は用意されていない

(従って、利用する金融機関を替える場合、翌年分の口座開設からとなるが、利用する個人からみれば金融機関を替えるににくい)

・分配金や配当を再投資する場合、非課税投資額に算入されるので、年間100万円までの限度額の範囲内で利用される

ここで、お手本となった英国版ISA(株式型:他に預金型がある)の現行制度との主な違いをみると、次のような点が上げられる。

・年間投資額は、£11,280(約165万円)となっているが、累積の限度額はないので、英国版ISAは例えば住宅購入資金の為などの資産形成に向いている

・英国版ISAは、口座開設や金融機関間の口座移管の

手続きが簡略化されていれ、結果、金融機関間のISA口座獲得競争を促す効果がある

・英国版ISAは、国民の資産形成の為といった目的が明確なので、非課税枠未使用分の繰越しや再投資分を限度額に算入しないなどの投資上のメリットが個人に与えられている。

また、この英国版ISAの影響が個人の投資活動に及ぼす影響に関して、2012年の同株式型ISAは289万口座(口座開設可能な年齢である18歳以上の人口の5.9%、別に預金型ISAは1,128万口座で対象人口の22.3%)となっており、£1903億(約27.9兆円)が株式や投資信託などの金融商品に投資されている。

この英国版ISAで投資される投資信託は、昨年7月時点で£1,077億(約15.8兆円)で、英国での投資信託残高の17.6%に達している。(※英国ISAに関する数値は、“英国のISAの実施状況等について”日本証券業協会;平成24年11月より)

日本版ISAと英国制度との比較

	日本版ISA	英国の株式型ISA (他に預金型ISAあり)
利用者	20歳以上の居住者	18歳以上の居住者
対象商品	上場株式、公募株式投信	上場株式、投資信託、公社債、保険、預金等
非課税対象	配当、分配金、譲渡益	配当、分配金、譲渡益、利子(預金を除く)
年間投資額	100万円	£11,280(約165万円)
非課税投資の限度	500万円(100万円×5年)	累積の限度額は無し
非課税期間	10年間	恒久化
非課税口座の金融機関間の移転	制度としては無い	口座移転することが可能
配当、分配金の再投資	年間投資額に算入する	年間投資額に算入せず



更なる個人の投資拡大の為に、何を期待するのか

今回の税制改正は、政権交代後約1ヵ月で出されたものだ。個人による投資の現状をみると、株式市場は急回復しているものの、投資信託座残高では世界9位だったり、個人の金融資産の半数以上が現預金となっている状況に余り大きな変化はない。“貯蓄から投資へ”は、政策目標として掲げられてから久しいが、何故個人の投資を拡大する必要があるのか、国民レベルで理解していく為にも、個人の投資行動に対する更なる税制上のサポートが望まれる。

例えば、個人の投資による資産形成の為に、制度導入が確定した日本版ISAの制度定着が重要だろう。その為に、金融業界などからの平成25年度税制改正要望(昨年6月)で、制度の恒久化や対象商品の拡大(公社債・公社債投信)が望まれていたが、今回の税制改正大綱では、制度期間は10年間、対象に公社債などは含まれていない。

また同じ税制改正要望において、確定拠出年金制度(日本版401K)の拡充が求められている。具体的には、拠出限度額の引き上げ、主婦や公務員など加入者対象の拡大、途中引出し要件の緩和などが項目として上げられている。

今後、税と社会保障の一体改革の中で、制度強化の議論が進むのかも知れないが、中小企業や個人事業者などの既存の年金制度の弱い部分においても、確定拠出年金制度は彼等の年金資産形成の為に有効な制度なので、拡充が待たれる。

以上は、個人の資産形成を投資により推進するものだが、個人の投資運用に関するものでは、金融所得一体課税を前提とした金融商品間の損益通算が進むことが重要だ。今回の税制改正においては、株式や投信と債券投資での、譲渡損益と配当・利子などの果実の損益通算が可能となるが、但し平成28年からとなっている。これにデリバティブでの損益が通算されれば、幅広く金融商品間の損益通算が可能となる。例えば、外国株式や外国債券の保有者が、FX取引で外国通貨をリスクヘッジ目的で売る。このFX取引での損益と、外国証券自体の損益が通算できれば、個人の投資効率は自らの努力で向上する可能性もあるし、個人の外国証券・デリバティブ取引とも拡大することが期待できる。

税制は、本来国民負担の問題だが、多すぎる個人の貯蓄をどう成長分野の必要とする資金に振り向けていくか、永年の政策課題であった。

“貯蓄から投資へ”が実現する為にも、更なる税制上の優遇措置を金融業界中心に求めていこう。但し、税制優遇を個人の投資を促進するハードウェアに例えるなら、それを使いこなす為のソフトウェアの充実は、実際に個人の投資行動に接する金融業界の責務として見做すことができる。例えば、これから始まる日本版ISAに関して、投信の主要な運用会社は、一斉に専用サイトを立ち上げ、個人に向けた制度の啓蒙活動に入っている。更に、非課税期間の5年間を有効に活用する為、分配金を制御して元本部分を増加させる専用投信の設計も検討されるだろう。

また、金融商品間の損益通算が拡大されれば、個人の投資運用における証券会社などの助言余地が増加し、個人投資家との関係もより密接になっていく。

以上から、税制改正を通じて、個人の投資に関する業務分野の成長も期待したい。

個人の投資拡大の為に

